

平成 30 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月25日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月25日 午前9時00分宣告（最終日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	岡村 智彦	次長兼 総務課長	浅野 幸司
		税務課長	鈴木 孝治		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	介護支援 課長	戸谷 政司
		保険医療 課長	不破 生美		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	会管理計室	会計管理 兼会計室 管理室長	福谷 光芳		
	上下水道部	次長兼 下水道課 長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	予防課長	高阪 洋一
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
委員 及び委員	監査委員	平野 正雄			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第38号 表彰について
- 日程第2 議案第39号 蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第40号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第41号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第44号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第45号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第46号 平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第47号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 認定第1号 平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 平成29年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第7号 平成29年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第17 認定第8号 平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第18 発議第1号 障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について
- 日程第19 発議第2号 地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について
- 日程第20 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

定刻前にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成30年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしく願いをいたします。

お手元に、発議第1号及び第2号の意見書提出議案を、それから、総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会の審査報告書は配付をしてあります。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込み許可をいたしております。利用されている皆さんは、傍聴の方々に誤解を与えない利用形態をしていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

ここで、教育長から行政報告の申し出がありましたので、許可をいたします。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、愛知県マーチング大会の結果についてご報告を申し上げます。

愛知県マーチング大会は、9月24日、きのうであります。月曜日、名古屋の日本ガイシホールで行われました。大会には、蟹江北中学校が参加をしました。結果は銀賞、シルバーでありましたが、愛知県の代表として東海大会に出場することになりました。東海大会は、10月13日土曜日、岐阜のメモリアルセンターで行われます。

なお、この東海大会への出場に伴う補正予算についてお願いをしておりましたが、教育委員会の予算内で対応することができそうですので、本日、補正予算として上程はしてございません。いろいろご心配をいただき、ありがとうございました。

大会では、生徒たちがしっかり頑張るよう、声援を送りたいと思います。

以上、ご報告させていただきます。

○議長 奥田信宏君

これで行政報告を終わります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第38号「表彰について」

日程第2 議案第39号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第40号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本3件は、総務民生常任委員会に付託をされております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 佐藤茂君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

改めて、おはようございます。

それでは、総務に付託されました3案件につきまして、去る9月6日に委員会を開催いたしまして、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第38号「表彰について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、表彰条例第2条第5号適用の地域振興について、町内会と仲よくやっている人だけが表彰されていないかという内容の質疑がございました。

これに対して、町長が委嘱した囑託員からの推薦であるので、地元で公式に審議された結果、推薦される方は地元での功績があると町は判断をしているという内容の答弁がございました。

次に、囑託員から推薦があった場合は、全て表彰されるのか、今回の3人は何件提出があった中の3人かという内容の質疑がありました。

これに対して、町において一つ一つ年数等を確認して審査を行うため、必ず表彰されるわけではない。今回も事前の相談は幾つかあったが、正式に推薦を受けたのは3件であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り討論を求めたところ、討論もなく、議案第38号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今ある老人福祉センター本館の建物はどう活用していくのかという内容の質疑がございました。

これに対して、団体の利用など、有効な活用方法を検討している最中であるという内容の答弁がございました。

次に、総合福祉センターと老人福祉センターの違いは何かという内容の質疑がございました。

これに対して、以前は敷地にある施設全体を総合福祉センターと称し、本館自体を老人福祉センターとして運営をしていた。その後、施設の位置づけが変わってきたが、総合福祉センターという名称が残ったままになっていた。現状と条例が合っていない状況もあり、本館の廃止に伴い整理をしたという内容の答弁がございました。

次に、今回の条例改正で施設を廃止にするが、今後はどういう名目で施設を貸すのかという内容の質疑がございました。

これに対して、今回は福祉センターとしての利用はしないということで廃止をする。今後の方針が決まり次第、必要があれば新たに条例を制定していくという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り討論を求めたところ、討論もなく、議案第39号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、株式の譲渡所得はどうなるのかという内容の質疑がございました。

これに対して、株式の譲渡は該当しないという内容の答弁がございました。

次に、今回の適用を受ける人数を把握しているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、介護担当で把握するのは難しい。今回の改正の背景には、東日本大震災で集団移転を余儀なくされた方たちへの配慮があることをご理解いただきたいという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り討論を求めたところ、討論もなく、議案第40号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(10番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第38号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決をされました。

日程第2 議案第39号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」、委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第41号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 水野智見君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 水野智見君

おはようございます。

それでは、防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る9月6日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第41号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、公表はホームページで行うということだが、周知徹底としては範囲が狭くないかという内容の質疑がありました。

これに対して、早急に周知することを目的として、ホームページで公表することになっている。その後、違反処理として命令などになっていくと、建物に張り紙をするなどの周知方法もしていくという内容の答弁がありました。

次に、条例の施行日が平成32年4月1日となっているが、来年ではいけないのかという内容の質疑がありました。

これに対して、十分な周知期間を設けるよう国からの指示があったためである。政令指定都市は平成26年度から、人口200万人以上を主管する消防本部は平成30年度から施行されている。その他の消防本部は遅くとも平成32年4月1日までに施行することとなっており、県内では1年以上の周知期間を設けているよう通知があったので、今年度条例改正を行い、平成32年施行するという内容の答弁がありました。

次に、町内に対象となる施設はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、公表の対象となる建物は152件あり、そのうち、この公表制度に該当する建物は6件ある。その施設には毎年立ち入り検査を行い、是正を促している。また、公表制度についても伝えており、現在指導中である。違反の経過としては、建築確認後に用途変更や増築などで面積が大きくなったなどで違反となったものであるという内容の答弁がありました。

賛否を求めたところ、討論もなく、議案第41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。以上、報告にかえさせていただきます。

(5番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第4 議案第41号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第43号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第44号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第45号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を

議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第46号「平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第47号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 認定第1号「平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が行われておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

平成29年度蟹江町一般会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

初めに、歳入の面で、地方交付税は平成28年度に比べ、2,379万3,000円減額されています。そして、消費税を5%から8%に上げた際に、この引き上げ額を社会保障にするとおりましたけれども、これも国から寄せられる地方消費税交付金が28年度よりも1,600万円ほど増額はされておりますが、前年度の27年度に比べると6,500万円ほど引き下げられております。この間、社会保障増額は高齢化社会が進む中で自然増分を考えれば、この社会保障に使われた額はほとんど変わっておりません。3%の引き上げ分を消費税で充てるとというのは、単に消費税に置きかえたただけのものになっております。消費税増税の目的が本当に果たされているかといったことも問題であります。

また、今回解散総選挙において、10%の引き上げの消費税の使い道、教育の目的に変更すると言っておりましたけれども、この間の使われ方を見ても信頼できるものではありません。教育の無償化、学校の老朽化の改善など、教育予算をしっかりと増額すべきと国にも言うべきだと考えております。地方交付税においても、トップランナー方式などで、地方財政削減ありきの国に対して、しっかりした地方交付税、期限、使途に縛られるのではなく、町が使いやすい交付金、交付税の増額を国に求めることも必要であります。

そして、国は大企業、富裕層への優遇税制の拡大と、社会保障制度の改悪、切り捨てを推進し、一層格差社会が拡大しております。このような中で、社会保障や子育てによる住民の命と暮らしへの支援が求められています。これが国の役割でございます。しかし、蟹江町はこのような国の悪政から、町民を守る防波堤の役割を果たすべきであるのが町であり、それが、政府に従って町民を苦しめていることもあると思います。国の施策だから仕方がないのではなく、住民の暮らしをいかに応援するかであります。

決算審査でもお伺いしましたが、格差と貧困が拡大する中、徴収率を上げるための税の滞

納者への徴収強化が行われております。延滞金は、徴収強化で毎年減っておりますが、税の滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ相談に乗るとともに、納税の緩和措置の適用を始め、分納、減免などでの対応が不十分と考えます。

また、国の事業ではありますが、社会保障税番号制度整備事業のマイナンバー制度も、国民にとって公平・公正な社会の実現だと思えません。蟹江町においても、窓口相談にいらっしやった方に、マイナンバーを記載することを強制しない対応が必要だと考えております。

これら、歳入の点だけでも、国の施策だから仕方がないのではなく、住民の暮らしをいかに応援するかであり、認めるということではできません。歳出の点でも、評価できる事業もありますが、総合的に町民の暮らしの応援になっていないと判断をし、住民の命と暮らしへの支援を強く要望しまして、一般会計歳入歳出決算に反対をいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番 新風の高阪康彦です。

私は、「平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論を申し上げます。

始めに、平成29年度の一般会計歳入については、昨年に引き続き地方交付税が減収したものの、県支出金及び自動車取得税交付金等の各種交付金が増収しております。

また、歳入決算額の5割を占める、町の自主財源の根幹をなしている町税については、調定額の微増もあるが収入未済額の減少と、職員による滞納対策の成果等による徴収率の増もあり、前年度と比較して増加をしております。

全体としては、対前年度比9.2%増となり、総額112億9,000万円を決算することになっておりました。

また、交流センター祭人がオープンし、新たな観光の拠点、情報の発信拠点ができました。8月の4、5に開催されました須成祭においては多くの観光客が訪れ、この施設も今後町の活性化に寄与することを期待したいと思います。

また、小学校の施設整備事業においては、平成28年度に引き続き、残りの小学校2校の普通教室への空調設備設置等を行い、児童の教育環境の向上に努めております。今後も、さらなる充実を期待したいと思っております。

以上により、歳入の増収もあり、対前年度比9.5%増の総額109億3,000万円を歳出して決算をすることになりました。以上により、所期の目的は大体達成しておると考えております。

以上により、認定第1号「平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は賛成といたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論はありませんね。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

認定第1号「平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第11 認定第2号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

認定第2号、平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

町税よりも国保税の滞納状況を見ても、高い国民健康保険税の負担が町民の暮らしに重くのしかかっていることが明らかであります。特に、所得が低い被保険者であります。平成30年4月から国保の広域化が始まりましたが、それを見越して国の方針の中で、保険基盤安定基金の繰入金が増えております。それは、本来低所得の保険税を引き下げたためのものでありますが、それが特別に措置をされていない、また、社会保険など、扶養家族が増えて保険料はふえないが、国保では生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割がかかる国民健康保険であります。ここに、軽減措置を行う必要があると考え、また、国民皆保険制度として生活を脅かすような保険税を徴収してはなりません。所得の低い階層が多く加入する国保制度に対して、国、また、県の支出金を戻すよう、また、増額するように要望し、独自減免制度の拡充を行い、国保税の引き下げを考えるべきと考えます。

よって、平成29年度国民健康保険事業特別会計決算に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番 新風の高阪康彦でございます。

平成29年度国民健康保険事業特別会計については、歳入においては、保険料収入が前年度

に比べ、約4,900万円の減の7億8,000万円となっております。

一方、歳出においては、保険給付総額が約2,900万円増の24億3,000万円となっております。これは、被保険者が減少しているにもかかわらず、医療費は高どまりの状況であるということを示しておると思います。

国民健康保険制度は、住民の健康の保持増進に貢献するものであり、今後とも給付と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に一層努力されるよう要望し、本案に賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第2号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第12 認定第3号「平成29年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第13 認定第4号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

認定第4号、平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

この介護保険制度では、全ての40歳以上の方から介護保険料が徴収されております。65歳

以上の方は家族の所得によってですが、低年金の被保険者の方でも本人が受け取る前に天引きをされてきます。高齢者の家庭を直撃し、生活を圧迫する介護保険料、いざサービスを受けようと思うと受けられないと、高くても利用料が払えない保険あって介護なしの状況があります。平成29年度からは、総合事業も始まっており、給付費抑制目的のサービス低下につながる危険性も考えられます。本来、介護予防の施策は一般財源の予防施策と行うべきと考え、介護保険特別会計に予防を含めた総合事業の高齢者施策を何でも入れ込んでしまうことが、保険料の値上げにはね返ってくることであります。そして、高齢者の重い負担になってきます。

介護保険外の高齢者施策を充実させ、介護給付を抑えていくことが重要であり、介護保険の利用料減免も充実させていくことも必要だと考えますので、介護保険特別会計決算に、以上の理由で反対をさせていただきます。

以上です。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

歳入の介護保険料は前年と比べ約1,000万円、約1.75%の増額になりました。これは、被保険者数の増加によるものです。しかし、一方で提供するサービス料や保険給付費、また、被保険者数も増加の一途であります。歳出の保険給付費が約2,200万円の増、介護予防生活支援サービス事業費が約2,800万円の増、合計で約5,000万円の増額となっており、保険給付費にかかる費用は前年と比べ約2.45%増額となりました。

ますます進む高齢社会の中で、今後も引き続き、家族等も含め、適切な支援、健全な制度運営を行っていただくことをお願いしまして、賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

認定第4号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第14 認定第5号「平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第15 認定第6号「平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

この後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者を後期高齢者ということでやっていく問題だらけの制度であり、速やかに廃止をし、以前の老人保健制度に戻すべきと考えることに変わりはありません。後期高齢者医療保険制度、この制度自体に反対をしております。

その考えにも変わりはありませんので、認定第6号に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

後期高齢者医療保険の療養給付費は、高齢者の増加に伴い、今後も増額すると思われま。高齢者の方が適切な医療を受けられるよう、愛知県後期高齢者広域連合と連携をしながら、健全な保険制度運営を行うよう一層の努力をされることを要望し、本案に賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第6号「平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第16 認定第7号「平成29年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりましたので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

認定第7号、平成29年度蟹江町水道事業決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

何回も言いますが、水道料金については、住民の要求が多い水道使用量の引き下げであります。全て独立採算制で運営することが基本であります。経営努力をし、時代に沿った料金体系になるべく努力をして徴収した水道料金、本年度29年度決算でも9,000万円の純利益を上げ、利益剰余金、いわゆる内部留保でも10億円を超える額のため込みをしております。給水原価についても、ようやく9円31銭下がったことで、時代に沿った料金体系に努力するならば格差社会である今、貧困対策として毎年ふやしているこの利益剰余金を使って水道料金に還元するべきだと考えますので、よって、水道事業特別会計の利益処分及び決算に反対をさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

平成29年度の水道事業におきまして、建設改良事業において配水管の耐震化及び老朽管布設替工事及び施設老朽化対策が施行され、安心・安全な水道水の安定供給が図られてきました。

水道事業経営においては、取り巻く現況は今後の少子高齢化が進み、厳しいものがありますが、将来にわたり持続可能な水道事業を推進されることを強く要望し、本案に賛成いたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第7号「平成29年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第17 認定第8号「平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

認定第8号、平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定に反対する立場から討論をさせていただきます。

今回の29年度決算は、下水道事業が特別会計から企業会計に移行して初めての決算であります。そもそも下水道は下水道法に基づき健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資する事業として公共性が重視されてきたことのはずであります。決算審議で質問した、一般会計の繰入金が増えるようなことになれば、独立採算が原則となる企業会計での企業性が重視され、ほとんどを下水道使用料として町民から徴収することになります。国が進める下水道の企業会計への移行は、その狙いが一般財源の支出削減と独立採算制の強化にあることが考えられます。

下水道の施設整備及び維持更新に係る費用は、長期にわたり多額の投資が必要であります。これからも一般会計の繰り入れを維持すべきとも考えます。下水道事業自体には反対ではありませんが、企業会計そのものに反対でありますので、よって、平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定に反対をさせていただきます。

以上、反対討論とさせていただきます。お願いいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

平成29年度の下水道事業におきましては、下水道管きょ布設工事及び舗装復旧工事が施行されてきました。平成29年度からスタートした下水道事業の経営を取り巻く現状は、財源を国及び町からの補助金、並びに起債に依存する厳しい環境の中、今後も日光川下流流域関連公共下水道事業として下水道の整備を早期かつ効率的に推進されることを要望し、本案に賛成します。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第8号「平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、原

案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第18 発議第1号「障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ご提案を申し上げます。

発議第1号「障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員、板倉浩幸、同、中村英子、同、戸谷裕治、同、高阪康彦、同、水野智見、同、吉田正昭であります。

意見書の朗読をもって提案とさせていただきます。

障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)。

平成26年1月、我が国が批准した国連「障害者の権利に関する条約」は、第19条(a)で「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とし、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食糧、衣類及び住居を含む)についての権利並びに、生活条件の普段の改善についての権利を有することを認める」としている。

しかし、現行の障害者福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設など、社会資源の絶対的不足を慢性化させ、結果として多くの障がい児・者の自立を困難なものにしている。

障がい児・者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実で、生きる基礎となる「暮らしの場」の整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ(いわゆるロングショート)を余儀なくされている問題など早急に

解決すべき課題である。

こうした現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」、「グループホームか、入所施設か」の選択でなく、地域で相互に連携した運営と拡充が図られ、障がい児・者が体験的に選択できる状況を実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1 障がい児・者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会的資源を拡充すること。

2 ホームヘルパーなど福祉人材を確保するために、報酬単価を引き上げること。

3 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。

4 前3項を実現するために、障がい者関連予算を増額し、施策の重要な担い手となっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。

以上、ご提案を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第19 発議第2号「地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

板倉浩幸君、ご登壇ください。

(2番議員登壇)

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸でございます。

発議第2号をご提案いたします。

発議第2号「地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、板倉浩幸。

賛成者、蟹江町議会議員、中村英子、同、戸谷裕治、同、高阪康彦、同、水野智見、同、吉田正昭、同、松本正美。

意見書案を朗読にて提案にかえさせていただきます。

地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書(案)。

愛知県尾張西部地域には、古くから地域の発展を支えてきた繊維業界を始めとする地場産業、国際拠点港湾である名古屋港周辺に位置する鉄鋼、工作機械、自動車関連産業や次世代産業の柱として期待される航空宇宙産業など、幅広いモノづくり産業が集積しており、日本の産業・経済の発展に大きく寄与している。

当地域は、名神高速道路、伊勢湾岸自動車道(新名神高速道路)、東名阪自動車道といった高規格幹線道路に加え、国道1号、23号線といった東西方向の広域幹線道路が充実しており、地域のみならず、日本一の産業集積を誇る愛知、さらには、日本経済発展のための産業・物流を支える役割が一層期待されている。

一方、愛知県尾張西部地域から岐阜県西濃地域にかけては、我が国最大約400平方キロメートルの海拔ゼロメートル地帯が広がっており、ひとたび高潮や洪水・津波によるはん濫が発生した場合、浸水が広範囲かつ長期間にわたり、地域住民の生活や日本経済に大きな影響を及ぼすことが想定され、南海トラフ地震を始めとした大規模災害時への対策が喫緊の課題である。

東海北陸自動車道の南伸部分となる、地域高規格道路「一宮西港道路」は、尾張西部地域を南北に縦断する道路であり、本地域の充実した東西方向の広域幹線道路を有機的にネットワークすることで、平常時の物流・交流の円滑化を可能とするとともに、災害時には緊急輸送路として住民の安全確保と企業の早期事業復旧に寄与する非常に重要な道路である。

よって、国におかれては、地域高規格道路「一宮西港道路」の早期実現のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 地域高規格道路「一宮西港道路」を重要物流道路に指定し、早期実現を図ること。

2 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設を検討するとともに、平成31年度道路関係予算は所要額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、財務大臣、国土交通大臣。

以上、ご提案を申し上げます。

(2番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第20 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成30年第3回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

(午前10時01分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

奥 田 信 宏

10番 議 員

佐 藤 茂

11番 議 員

吉 田 正 昭